

議会運営委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査として、上富良野町議会会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続調査として申し出をした次の事件について、調査を終えたので同規則第 77 条の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 10 日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆 様

議会運営委員会
委員長 荒 生 博 一

記

調査事件名 議会活性化の推進について

1 調査の経過

本委員会は、令和 7 年第 3 回定例会において、閉会中の継続調査として申し出をした「先進市町村行政調査について」の調査事件名を「議会活性化の推進について」に決定し、令和 7 年 10 月から 2 回の委員会を開催して調査を行い、10 月 15 日議会議長より委員派遣承認を受けて、11 月 4 日留萌管内留萌市議会で、11 月 5 日上川管内下川町議会で、「議会活性化の推進について」に関する先進事例の調査を行った。

2 調査のテーマについて

当町議会は第 2 期議会活性化推進計画を策定し、今般、第 2 期の後半（令和 7 年 9 月～令和 9 年 8 月）の推進にあたり、「議会活性化の推進について」を調査のテーマとし、その中でも主たる課題としている「タブレット導入などの議会の ICT」「議会モニター」「広聴活動」等について行政調査を行った。

3 調査の概要

令和 2 年 4 月よりタブレット導入によるペーパーレス議会を実現している留萌市議会と、令和 6 年に全国町村議会議長会から顕著な議会活性化の推進が認められ全国特別賞を受賞した下川町議会は、上富良野町議会が学ぶべき点が多い先進自治体と判断し、調査先と決定した。

(1) 留萌市の概要

令和7年10月末現在の総人口17,710人(男8,587人、女9,123人)、総世帯数10,333世帯となっている。留萌市は、留萌管内の中心都市である。主な産業は貿易などの商業、土木業、水産加工業である。重要港湾である留萌港では現今においてもニシンが水揚げされ、その魚卵であるカズノコの国内最大の加工地である。平成28年議員提案による「留萌市かずの子条例」が制定され、基幹産業である水産加工業の活性化に取り組む他、道の駅るもいを核としたアウトドアツーリズムによる新たな観光誘客を図る観光・物産振興が進められている。

【留萌市議会での主な調査内容】

① 議会ICTについて

平成29年に議会運営委員会が行った行政視察を踏まえ、議会改革の課題である議会ICTを推進するため、平成30年2月にICT専門部会を設置し検討を開始。平成30年度には、課題となっていた「一般質問のインターネット中継」、「常任委員会の会議録公開に向けたマイクシステムの更新」が完了したことから、令和元年度より本格的にペーパーレス化に向けたタブレットの導入を検討。その後、タブレット導入の意義及び効果を擬態的に数値化し、通信体制構築による効果などを示し、タブレット機種を選定やネットワーク等の構成、議会活動での使用範囲や使用基準などをルール化し、令和2年4月にタブレット導入によるペーパーレス化による議会の実現に至った。その内容は、「ペーパーレス議会システム」「スケジュール管理システム」の導入、タブレットはセルラーモデルで、その有効活用としてSNS発信、オンライン会議、執行部側の活用が図られている。

② 議会モニターについて

課題であった議会モニター制度について調査研究するため、令和6年に行政視察を行い、令和7年度より本格的な議論を始め、令和7年4月1日より施行。応募資格、募集人数、任期、内容、申し込み方法を定め、令和7年7月17日から8月8日までの間モニター募集を実施し、定数5名のうち2名の応募があり、現在試行期間として2名で対応をしている。

③ 意見交換会について

議会主催による特定のテーマに対して意見をいただく意見交換会、市民(団体等)からの申し込みによって開催される意見交換会があり、議会の主催での意見交換会を開催する場合は議会報告を兼ねている。

④ 市民アンケートについて

令和6年留萌市議会で、留萌市が推進しているテーマに対して、街頭4カ所、郵送(無作為抽出1,200件)により行った。街頭での回答件数133件、郵送での回答件数448件(回収率37.5%、実施費用169,970円)。アンケート回答の集計後、そ

れぞれ報告書を作成し全員協議会を開催し議員間の情報共有を図った。いただいた意見を今後の事業計画の参考とし活用されるよう市長に報告書を提供し、議会のホームページでも公表を行った。

⑤ 議会意見箱について

議会意見箱を市内2カ所に設置し、市民の皆様より意見などを気軽に投函していただき、議会広報広聴常任委員（担当委員2名）が、随時確認を行い、意見用紙を回収し事務局へ持参・受付をし、その後委員会において意見の確認を行い各議員への周知が必要な場合は議長を通じて通知し、そのほかは議長預かり、もしくは執行部へ情報提供などを行う。また、年1回議会だよりにおいて年間の投函数を公表する。

【まとめ】

留萌市議会改革として、平成10年9月より一般質問のテレビ中継を開始するなど「できることから実行する」を合言葉に、以後議会改革検討委員会を平成12年に設置し、議員定数の削減や一般質問の「一問一答方式」の導入や、広報特別委員会を常任委員会にするなど様々な取り組みを進めてきていた。今回、行政視察研修のテーマとして「議会のICT・タブレット等の活用について」と「広聴活動について」の2点を中心に取り組みの内容を学ぶことが出来た。

まず、「議会のICT・タブレット等の活用について」は、導入検討開始から3年間、先進地の視察や「ペーパーレス議会システム」のデモを開催するなどの調査を行い、タブレット導入の意義及び効果として紙の縮減や印刷経費の縮減、製本事務量の縮減などペーパーレス化によるコスト削減や、事務局業務の軽減という根拠を数字で具体的に示すことで導入の実現に至っていた。運用開始後においては、執行部側でも数台単独でタブレットを購入し「ペーパーレス議会システム」を有効に活用し、政策調整会議や行財政改革推進本部会議などを行っていた。結果として職員や教育委員などにも波及しているとのことであった。

「広聴活動について」は、意見交換会や市民アンケートをはじめ、定例会前のみならず、ニュースやお知らせの発信に「かわら版」を発行し積極的に市民に向け情報発信を行っていたことは大いに参考になった。

議会モニターについては、本年度からの施行に向け定員5名での募集を行ったが2名の応募しかなく、現在は試行期間として2名で対応を図っていた。

今後、当町議会においてモニター制度の運用を検討する場合は、費用弁償等のインセンティブが必要なのか、あるいはモニター制度そのものが必要か否かを改めて議論する必要がある。

(2) 下川町の概要

令和7年9月末現在の総人口2,787人(男1,347人、女1,440人)、総世帯数1,596世帯となっている。下川町は、北海道内では道北に位置し、総面積は644.54km²である。かつては農林業および鉱業で繁栄し、人口はピーク時の1960年(昭和35年)には15,555人に達した。鉱山の閉鎖など産業構造の変化とともに過疎化が進んで人口が減少している。2000年代に入って「持続可能な地域社会の実現」を掲げて、バイオマスを含む森林資源の活用とそれによるエネルギー自給率の向上、集住によるコンパクトタウン化などに取り組んだ。2017年には、国際連合が提唱した持続可能な開発目標(SDGs)に基づく「ジャパンSDGsアワード」第1回で総理大臣賞を受賞した。

【下川町議会での主な調査内容】

① 下川町議会基本条例の制定

平成27年に議会機能の充実、議員の政策能力向上、議会の見える化を柱に議会活性化を取り組み、令和2年7月臨時会で議会活性化等特別委員会を設置し、令和3年3月までに町民との意見交換、町執行部との協議、パブコメを含む14回の会議を開催し、令和3年3月に開かれた議会、切磋琢磨する議会、自由に活発な議論が展開される議会、政策提言が出来る議会、町民の声を行政に反映する議会を目指すため「下川町議会基本条例」を制定した。

下川町議会基本条例制定により、新たに議会に盛り込まれた制度として、(1)反問権、(2)文書質問、(3)議決事件、(4)下川町議会諮問会議を盛り込んだ。また、下川町議会基本条例は毎年見直しをかけている。

② 通年議会の導入

令和3年からは通年議会制度を導入している。議会基本条例で規定し、会期を5月から翌年4月までとしたうえで、定例会の回数を年1回とした。従来の3月・6月・9月・12月については、定例会議として集中的に議案等を審議する期間とし、本会議を再開する形としている。また、臨時会は従来どおり臨時会議として扱う。通年議会の導入により、議会の主体性や機動性が高まり、緊急性の高い補正予算も速やかに審議出来るようになった。その結果、専決処分が減少するなどのメリットが生まれている。

③ 議会モニター制度

平成30年度から町民からの意見等を広く聴取し、議会の運営等に反映させるために、18歳以上の町民6名を公募により議会モニターとして募集をして、議会の広報誌、ホームページ、意見交換会に関する意見提案や、アンケート2回、モニター会議2回の業務を行っている。

また、高校生モニター制度も採り入れ議会に興味や関心を持ってもらい主権者意識の高揚を目的とし下川商業高校の2年生をモニターとして、議場見学、一般質問

による議会体験や広報誌についてのアンケート協力などを行っている。

更に、平成 27 年から町民との意見交換会として議員とフリートークの開催を定例会議の前月に年 4 回（2 月 5 月 8 月 11 月）それぞれ午前の部と午後の部の 2 回開催し町民から議会活動や町政に対し直接意見を伺う機会を設けている。

④ 情報発信

本会議の YouTube 録画配信、年 4 回の議会だよりの発行に加え速報版として「かわら版」の発行、ホームページで会議録や議会白書等の公開を行い、下川町公式 LINE を活用して定例会議や臨時会議の開催や YouTube 更新の告知をしている。

【まとめ】

下川町議会改革として、議会基本条例の制定による様々な新しい改革や、従来から行ってきた事業の改革が行われてきた。特に大きく変わったのが議会の主体性を持つために一般質問以外に行う文書質問や、基本構想及び基本計画、定住自立圏形成協定締結・変更廃止、包括連携協定、下川町森林整備計画、下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略、下川町公共施設等総合管理計画に関する事への議会で議決すべき事件と定めた。また、行政経験者によって構成される「下川町議会諮問会議」を附属機関として新設したことによって、議会の独立性を持つことができ定数や報酬も議会で決定して発議することに変更した。平成 19 年の大幅な定数減に伴い平成 31 年から議会選出の監査委員も廃止されている。

議会モニターは設置以来 6 名の定数が続いており、公募により 30 代から 60 代まで幅広い年代で男女比もそれぞれ 3 名の同数で構成され、この間数名がモニターから議会議員へと立候補している。また、高校生モニター制度については、従来の高校 3 年生による議会傍聴のみの仕組みから、町の主権者意識を高めることを目的として、高校 2 年生が複数のグループを作り、町の課題解決に向けた一般質問を町執行者に対し議場で行う形式へと変更した。さらに近年では、各グループに議員がそれぞれサポートとして付き、高校生の質問内容へのアドバイスや再質問の手助けなどを行うことで、協働の形で理事者への質問が行われている。最近では高校生による提案の質問が町で採用され、実際に予算が付いた事例もある。町民との意見交換会は従前ではテーマを設定して行っていたが、令和 5 年からテーマを設けずに自由に闊達な意見交換が行えるように変更されている。

議会活性化は終わりのない永遠の課題であることから、時代に合わせて常に見直しを図り、議会と住民との距離を近くしていきながら住民の福祉の増進に努めなくてはならない。上富良野町議会でも議会基本条例は平成 20 年制定の自治基本条例の第 4 節第 10 章から第 12 章に規定されているが、今後はその規定に基づき議会独自の基本条例制定も視野に入れながら更なる議会改革も必要である。